第5章 化学物質の環境リスクの評価・管理

第1節 化学物質の環境リスク評価

1 化学物質の環境中の残留実態の把握の推進

各種化学物質施策の規制・管理対象物質の選定や環境リスク評価に必要なばく露実態を把握することを目 的として、化学物質の一般環境中での実態調査を引き続き実施していきます。

2 化学物質の環境リスク評価の推進

化学物質の利用等に伴う環境問題に対して的確かつ迅速に対応するとともに、環境汚染の未然防止を図る ため、環境リスクの管理のための施策の基礎となる環境リスクの評価を行うための体制を整備し、推進しま す。特に生態リスクの初期評価において、定量的構造活性相関(QSAR)の活用を進めます。また、化学物 質の内分泌かく乱作用に関して、「化学物質の内分泌かく乱作用に関する今後の対応―EXTEND2016―」 に基づき、評価手法の確立と評価の実施を進めていきます。加えて、化学物質の複合影響に係る調査研究の 実施に向けて取り組みます。さらに、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和48年法律第 117号。以下「化学物質審査規制法」という。) に基づき、全ての工業用化学物質から優先評価化学物質を 絞り込むためのスクリーニング評価及びそれに基づく優先評価化学物質についての環境リスク評価を引き続 き円滑に実施するとともに、関係省の合同審議会において、進捗状況の確認及び進行管理を適切に行いま す。

第2節 化学物質の環境リスクの管理

1 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく取組

化学物質審査規制法に基づき、新規化学物質について、引き続き事前審査等を行います。また、一般化学 物質等のスクリーニング評価を引き続き円滑に実施するとともに、優先評価化学物質について、必要に応じ て有害性情報の提出を求めることなどにより、環境リスク評価を着実に実施し、環境リスクが認められる場 合は第二種特定化学物質に指定するなど、我が国における化学物質対策をより一層推進します。

2 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づく取組

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成11年法律第86号)に 基づくPRTR制度(化学物質排出移動量届出制度)については、地方公共団体と連携しつつ、届出データ の集計・公表、個別事業所データの公表及び開示、届出対象外の排出源からの排出量の推計・公表等、同制 度を引き続き円滑に運用していきます。また、届出・推計データの多面的利用の検討等を実施し、必要な措 置を講じます。

安全データシート(SDS)制度については、事業者が化学品の分類及び表示に関する世界調和システム (GHS) に対応したSDSの適切な提供を行うよう、引き続き周知を図ります。

3 ダイオキシン類問題への取組

(1) ダイオキシン法等に基づく対策

2012年に変更した国の削減計画等に基づき、特定施設に対する規制措置の徹底等を図るとともに、都道 府県等が行う常時監視結果の取りまとめ・公表を引き続き行います。

一般国民が立ち入ることができ、かつ土壌環境基準を超過した地域に対し、対策地域の指定、対策計画の 策定等の必要な措置が早急に講じられるよう、都道府県等に助言します。また、対策計画に基づき都道府県 等が実施するダイオキシン類による土壌の汚染の除去等の対策について、都道府県等が負担する経費への助 成を引き続き実施します。

また、臭素系ダイオキシン類について、リスクの適正な把握に向け、ダイオキシン類を排出する可能性の ある施設からの排出実態等を把握します。

(2) その他の取組

ダイオキシン類の各種環境媒体や食物を通じたばく露等に関する最新の情報を収集し、ダイオキシン類対 策特別措置法(平成11年法律第105号。以下「ダイオキシン法」という。)に基づく耐容一日摂取量を始 めとした各種基準等に係る科学的知見の一層の充実を図ります。

排出インベントリの更新を行い、排出等の実態及び施策の効果を把握するとともに、必要に応じ、ダイオ キシン法に基づき適切な措置を講じていきます。

引き続き、ダイオキシン類の環境測定を伴う請負調査について、測定に係る精度管理を推進するため、受 注資格審査を行います。また、ダイオキシン類の測定及び分析技術の向上を図るため、地方公共団体の公的 検査機関の技術者に対する研修を進めます。

環境、人体等におけるダイオキシン類の汚染状況等について、関係府省の連携の下で実態把握を行いま す。

ダイオキシン類の継続的な発生抑制のため、廃棄物等の減量化やリサイクル対策を推進するとともに、廃 棄物処理の適正な在り方について一層の充実を図るため、必要な措置を講じていきます。

国民に対して、ダイオキシン問題についての理解と協力を得るため、調査研究や技術開発の成果を公開す るなど、関係府省が協力して各種取組を進めます。

4 農薬のリスク対策

農薬取締法(昭和23年法律第82号)に基づき、農薬登録保留基準及び農薬を使用する者が遵守すべき基 準等について適宜設定等を行うとともに、必要な科学的知見の集積を図り、農薬登録保留基準の充実に向け さらなる検討を進めます。特に水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準及び水質汚濁に係る農薬登録 保留基準について、引き続き個別農薬ごとの基準値の設定を行います。

また、農薬の適正かつ安全な使用の徹底を図るための取組を行っていきます。さらに、農薬による生態影 響に関する調査、農薬の環境中への残留実態調査、農薬の大気経由による影響に関する調査等の各種調査研 究を行います。

小児環境保健への取組 第3節

環境中の化学物質等が子供の健康に影響を与える環境要因を明らかにするため、3年間で全国で10万組 の親子の参加を募り、子供が13歳に達するまで追跡する大規模かつ長期の出生コホート調査「子どもの健 康と環境に関する全国調査(エコチル調査)」を、2010年度から開始しています。2017年度においては、 10万人を対象とした生活環境や健康状況等の項目からなる質問票によるフォローアップ、全国調査、全国 調査10万人の中から抽出された5,000人程度を対象とし、環境調査、医学的検査等を行う詳細調査、並び にこれまでに採取した生体試料の化学分析を引き続き実施します。この調査研究の実施に当たっては、参加 者への積極的な情報提供に努め、学会や関係機関とも連携・協力していくこととしています。また、10万 組規模の同様の疫学研究がデンマーク、ノルウェー等でも計画されており、これら諸外国の研究や国際機関 等とも連携していくこととしています。

化学物質に関するリスクコミュニケーション 第4節

化学物質や、その環境リスクに関する市民、産業、行政等関係者の共通の理解を促進するリスクコミュニ ケーションの推進を図るため、「PRTRデータを読み解くための市民ガイドブック」の作成と配布及び「化 学物質ファクトシート」の作成に必要な化学物質の有害性情報の収集、環境省ウェブサイトによるこれらの 内容の公表や、内分泌かく乱作用、PRTR(化学物質排出移動量届出)データ等に関する最新情報の提供及 びe- ラーニング機能の提供等を通じ、化学物質の環境リスクやリスクコミュニケーションに関する情報の 整備に努めます。また、化学物質アドバイザー派遣事業を引き続き実施します。さらに、市民、労働者、事 業者、行政、学識経験者等の様々な主体により意見交換を行い合意形成を目指す場として「化学物質と環境 に関する政策対話」を開催します。

第5節 国際的動向と日本の取組

1 国際協定等の動向

2006年2月に採択された国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ(SAICM)に沿って策定され た、SAICM国内実施計画等に基づき、包括的な化学物質対策の確立と推進に向けて引き続き取組を進めて いきます。

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(POPs条約)については、新たに条約の対象物質とし て追加された物質に対応するため2016年10月に国内実施計画を改定しており、引き続き必要な措置を着 実に講じていきます。また、東アジアPOPsモニタリングプロジェクトを通じ、アジア地域の国々と連携を 図り、環境モニタリングを実施するとともに、残留性有機汚染物質(POPs)モニタリング能力の強化に向 けた取組を進めていきます。また、国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前 のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約(PIC条約)については、引き続き着実に履行し ます。GHSについては、利用促進及び普及啓発を図ります。国連環境計画(UNEP)等において地球規模 での汚染防止対策の必要性が検討されている水銀、鉛、カドミウム等の有害金属については、引き続き、環 境モニタリング等の調査研究を進めます。

経済協力開発機構(OECD)において、我が国は化学品委員会及び化学品・農薬・バイオ技術作業部会 合同部会(JM)や、同合同部会の下での環境保健安全プログラムへの参加を通じ、化学物質安全性試験手 法の開発を推進するとともに、工業ナノ材料作業部会の活動にも積極的に参加するなど、OECDの化学品 分野における活動に積極的に参画・貢献します。また、欧州連合(EU)において段階的に施行されている REACH(化学物質の登録、評価、認可及び制限に関する規則)を始め、アジア地域を含む諸外国の化学物 質規制に関する情報を収集し、国民や産業界等に向けて発信します。

2 水銀に関する水俣条約

水銀による環境の汚染の防止に関する法律(平成27年法律第42号)等により、水銀に関する水俣条約 (以下「水俣条約」という。) の発効時期を見据え、国、地方公共団体、事業者等の各主体が連携して、条約 において規定されている事項に関する措置のみならず我が国独自の追加的な措置も講じつつ、水銀等のライ フサイクル全体を管理する包括的な仕組みを総合的かつ計画的に実施していきます。また、国際協力を引き 続き積極的に展開し、世界の水銀対策を主導することを通じて、地球規模の水銀に係る課題の解決に貢献し ていきます。特に、水俣条約締約国会議が2017年9月に開催予定であることを踏まえ、条約に規定される ガイダンス等の国際的なルール作り等、水俣条約の運用体制の整備に貢献するとともに、途上国における条 約の締結や水銀対策を支援します。さらに、環境中の水銀モニタリング等の調査研究を引き続き進めるとと もに、水銀に関する日米協力を更に発展させ、地域のモニタリングネットワークの構築を推進します。

また国、国際機関、NGO、民間企業等が連携し、効果的に水銀対策を進める自主的プログラムとして UNEPが推進する世界水銀パートナーシッププログラムに、引き続き貢献していく他、条約採択の地であ る水俣から国内外へメッセージを発信していきます。

3 アジア地域との連携

「日中韓化学物質管理政策対話」を定期的に開催するなど、日中韓3か国における化学物質管理の連携・ 協力を推進します。

国内における毒ガス弾等に係る対策 第6節

茨城県神栖市の事案については、引き続きジフェニルアルシン酸(有機砒素化合物)にばく露された方の 症候及び病態の解明を図り、もってその健康不安の解消等に資することを目的とし、緊急措置事業及び健康 影響についての調査研究を実施するとともに、地下水モニタリングを実施することで、ジフェニルアルシン 酸による健康影響の発生を未然に防止します。平塚市の事案についても、引き続き地下水モニタリングを実

そのほか、毒ガス弾等による被害を未然に防止する観点から、引き続き、土地改変時における所要の環境 調査等を実施します。

環境省毒ガス情報センターにおいては、関係省庁及び地方公共団体の協力を得ながら、継続的に情報収集 を行い、集約した情報や一般的な留意事項をパンフレットやウェブサイト (http://www.env.go.jp/ chemi/gas_inform/) 等を通じて周知を図ります。